

【労務】40県で最低賃金を引き上げ、答申での全国加重平均額は902円

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が、本日まで答申した令和2年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」という。）を取りまとめました。これは、7月22日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議した結果を取りまとめたものです。答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/200907-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13061.html

【経営】令和元年度雇用均等基本調査の結果が公表（男性の育児休業取得率7.48%で過去最高）

厚生労働省から、「令和元年度雇用均等基本調査」の結果が公表されています。この調査は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に実施されています。令和元年度は、全国の企業と事業所を対象に、管理職に占める女性割合や、育児休業制度や介護休業制度の利用状況などについて、令和元年10月1日現在の状況が調査されました。企業調査（常用労働者10人以上）は有効回答があった3,428企業、事業所調査（常用労働者5人以上）は有効回答があった3,460事業所の調査結果を集計したものと なっています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/200907-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r01.html>

【税務】新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者へ政策金融と国税の取組の案内

財務省から、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ～政策金融と国税の取組の御案内～【第三版】（令和2年8月時点のお知らせ）」が公表されています。このパンフレットは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で事業の資金繰りに困難を抱える事業者の皆様へ、政策金融における資金繰り支援策と、国税における納付の猶予制度の内容を案内するものとなっています。

政策金融の資金繰り支援策については、株式会社日本政策金融公庫等に新型コロナウイルス感染症特別貸付制度等を創設します。また、借換についての特例等を措置します。国税の納付の猶予制度については、国税を一時に納付することが困難な事情がある場合には、税務署に申請することにより、①原則として1年間納付を猶予するとともに、②猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。また、猶予についての特例制度（売上が一定程度減少の場合、1年間、無担保かつ延滞税なしで猶予）が措置されました。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/200907-03.pdf>

参照ホームページ[財務省]

https://www.mof.go.jp/financial_system/fiscal_finance/coronavirus-jigyousya/corona-pamphlet.pdf

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

人といきる



千代田区飯田橋 1-8-10 キャッスルウェルビル 8階
あすか社会保険労務士法人
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525
E-mail info@asuka-sr.or.jp
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>